

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 フリガナ  
氏名又は名称 (株)リュビ・エンジニアリング

住所 大阪市平野区平野西6丁目3-8

代表者氏名 フリガナ 代表者サイン マサノ  
笠井 昌志

電話番号 06-6760-5143

FAX番号 06-6760-5144

メールアドレス [ryubi@kpe.biglobe.ne.jp](mailto:ryubi@kpe.biglobe.ne.jp)



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称

株式会社リュウビ・エンジニアリング

住 所

〒547-0033 大阪府大阪市平野区平野西6-3-8  
カレッジサイドコトブキ401

代表者氏名

代表取締役 笠井昌志



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 ふ り め が な 太 名	氏 ふ り め が な 太 名
カサイ 笠井 昌志 竹山 俊二	
事業の範囲	水道設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、及び一般管工事の設計施工工事に関する業務。
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	(株)リュウビーエンジニアリング
上記事業所の所在地	<p>郵便番号 547-0033        住所 大阪市平野区平野西6丁目3-8          電話番号 06-6760-5143        FAX番号 06-6760-5144        メールアドレス ryubi@kpe.biglobe.ne.jp</p>
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
笠井 昌志	第69355号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 機械器具調書

平成・年 月 日現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	金の二 電動のニ王ツ		2 1	
管の加工用の機械器具	ハンドワライナーダー <sup>ハンドワライナーダー</sup> 半ハスリ ハサワねじ切り器		1 2	
接合用の機械器具	押入機 トキラ27° ハサワレバ	Φ300まで	1	
水圧テストポンプ	手動式 2.5MPa 圧力計付	T-50k-p	1	

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

### 申請者

氏名又は名称

住 所

代表者 氏名

株式会社リュウビ・エンジニアリング

〒547-0033 大阪府大阪市平野区平野西6-3-8  
カレッジサイドコトブキ401

代表取締役 笠井昌志



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

# 履歴事項全部証明書

大阪市平野区平野西六丁目3番8号  
株式会社リュウビ・エンジニアリング

会社法人等番号	1200-01-119974	
商 号	株式会社リュウビ・エンジニアリング	
本 店	<u>大阪市平野区喜連西一丁目19番47号</u>	
	大阪市平野区平野西六丁目3番8号	平成19年 3月 8日移転
		-----
		平成19年 3月 9日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成18年12月1日	
目的	1. 水道設備、給排水設備、衛生設備、空調装置及び一般管工事の設計施工工事に関する業務 2. 電気設備工事に関する業務 3. タイル・れんが・ブロック工事の設計施工に関する業務 4. 土木一式工事に関する業務 5. 前各号に附帯関連する一切の業務	
発行可能株式総数	400株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 400株	平成23年 8月 2日変更 ----- 平成23年 8月 3日登記
資本金の額	金2000万円	平成23年 8月 2日変更 ----- 平成23年 8月 3日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。	
役員に関する事項	取締役 <u>笠井昌志</u>	
	取締役 <u>笠井昌志</u>	平成28年 8月28日重任 ----- 平成29年 2月 2日登記

大阪市平野区平野西六丁目3番8号  
株式会社リュウビ・エンジニアリング

	取締役      竹山俊二	
	取締役      竹山俊二	平成28年 8月28日重任
		平成29年 2月 2日登記
	<u>大阪市平野区喜連西一丁目19番47号</u> <u>代表取締役 笠井昌志</u>	
	大阪市平野区喜連西一丁目19番47号 代表取締役 笠井昌志	平成28年 8月28日重任
		平成29年 2月 2日登記
登記記録に関する事項	設立	平成18年12月 1日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。  
(大阪法務局管轄)

平成30年 3月26日  
大阪法務局天王寺出張所  
登記官

塩見勝博



# 定 款

## 第1章 総 則 (商 号)

第1条 当会社は、株式会社 リュウビ・エンジニアリングと称する。  
(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 水道設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、及び一般管工事の設計施工工事に関する業務。
2. 電気設備工事に関する業務。
3. タイル・れんが・ブロック工事の設計施工に関する業務
4. 土木工事一式に関する業務
5. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市平野区平野西六丁目3番8番に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(広告方法)

第5条 当会社の、広告は官報にて掲載してする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、400株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売り渡し請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第11条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して請求しなければならない。その登録抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株式名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使できる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに広告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならぬ

第3章 株主総会

(招 集)

#### 第14条

- 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発すものとする。ただし、招集通知は、書面ですべての事項を要しない。

(招集手続きの省略)

#### 第15条 株主総会は、その総会において議決権を使用することができる株主全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。 抹消についても同様とする。

(議長)

#### 第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれに変わる。 (議決の方法)

- 第17条 株主総会の議決は、法令又は本款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を使用することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を使用することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会決議の省略)

#### 第18条 株主総会の議決の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を使用することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

#### 第19条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を使用することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

#### 第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し 10年間当会社の本店に備えおくものとする。

## 第4章 取締役及び代表取締役

### (取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は2名以上とする。

### (資 格)

第22条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

### (取締役の選任の方法)

第23条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の3分1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

### (取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の集結の時までとする。

- ② 任期満了までに退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

### (代表取締役及び社長)

第25条 当会社に代表取締役を1人を置き、株主総会の決議によって定めるものとする。

- ② 代表取締役は社長とし当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

### (役付取締役)

第26条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

### (報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剩余金の配当及び除斥期間)

第29条 剩余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

② 剩余金の配当は、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。

## 第5章 付 則

(設立に際して発行する株式)

第30条 当会社の設立に際して発行する株式の数は100株とし、その発行価額は1株につき金5万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額又はその最低額および資本金)

第31条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金500万円とする。

② 当会社の設立時資本金は金500万円とする。

(最初の事業年度)

第32条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成19年6月30日までとする。

(設立時の役員)

第33条 当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 笠井 昌志  
設立時取締役 竹山 俊二

第34条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

大阪市平野区喜連西一丁目19番47号  
設立時代表取締役 笠井 昌志

(発起人の氏名及び住所)

第35条 当会社の発起人の氏名、住所及び設立に際して割り当てを受ける株数並びに株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

大阪市平野区喜連西一丁目19番47号

50株 金250万円 笠井 昌志  
大阪市平野区流町三丁目4番9号ベルティハイム302号  
50株 金250万円 竹山 俊二

(定款に定めのない事項)

第36条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

これは、当会社の現行定款である。

平成30年3月30日  
株式会社 リュウビ・エンジニアリング  
代表取締役 笠井 昌志



第六九三五五号

給水装置事主技術者免状

本籍 大阪府

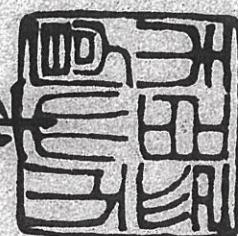
氏名 笠井昌志

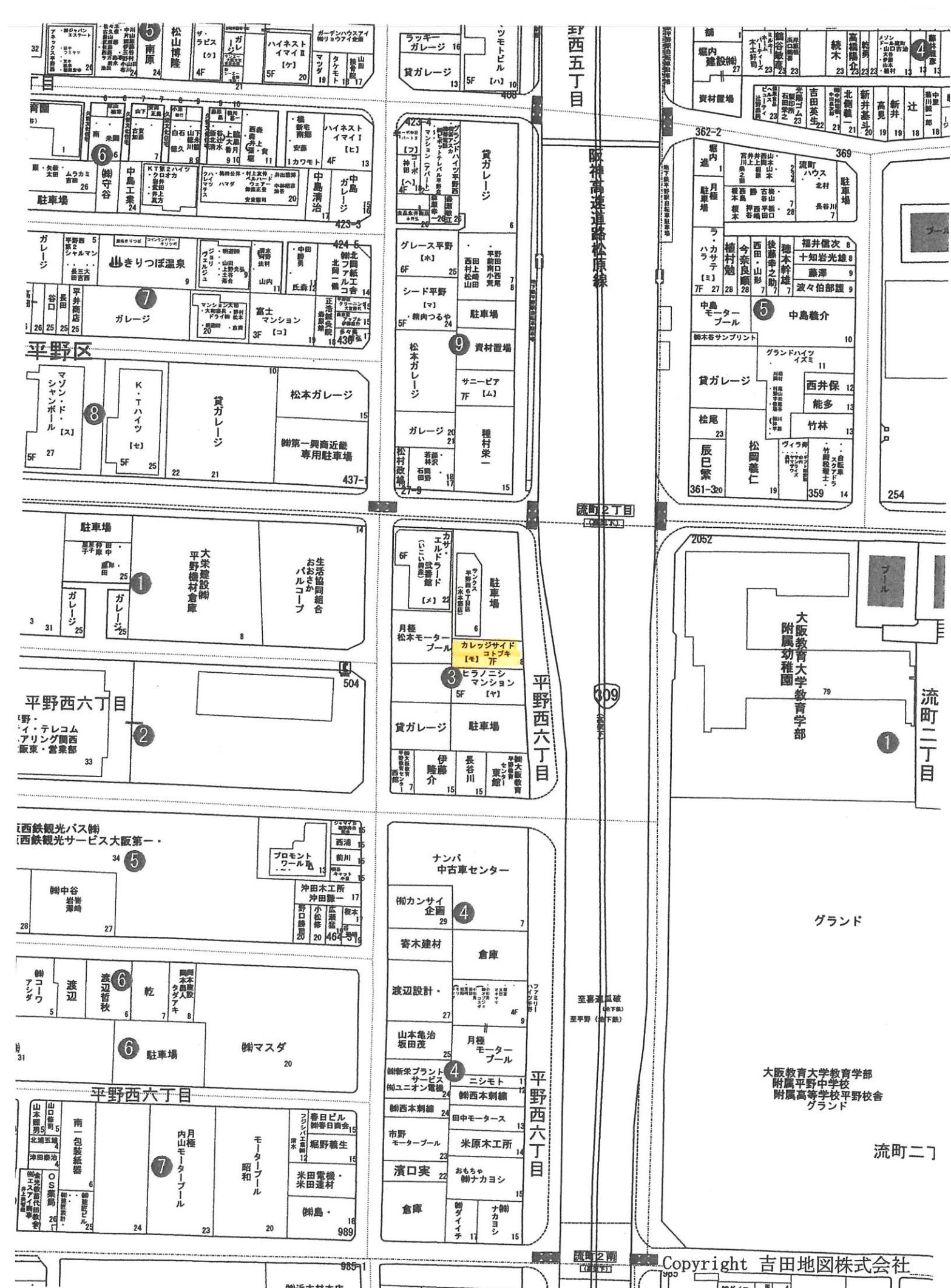
昭和三十七年十一月二十七日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の  
規定により給水装置事主  
技術者免状を交付する。

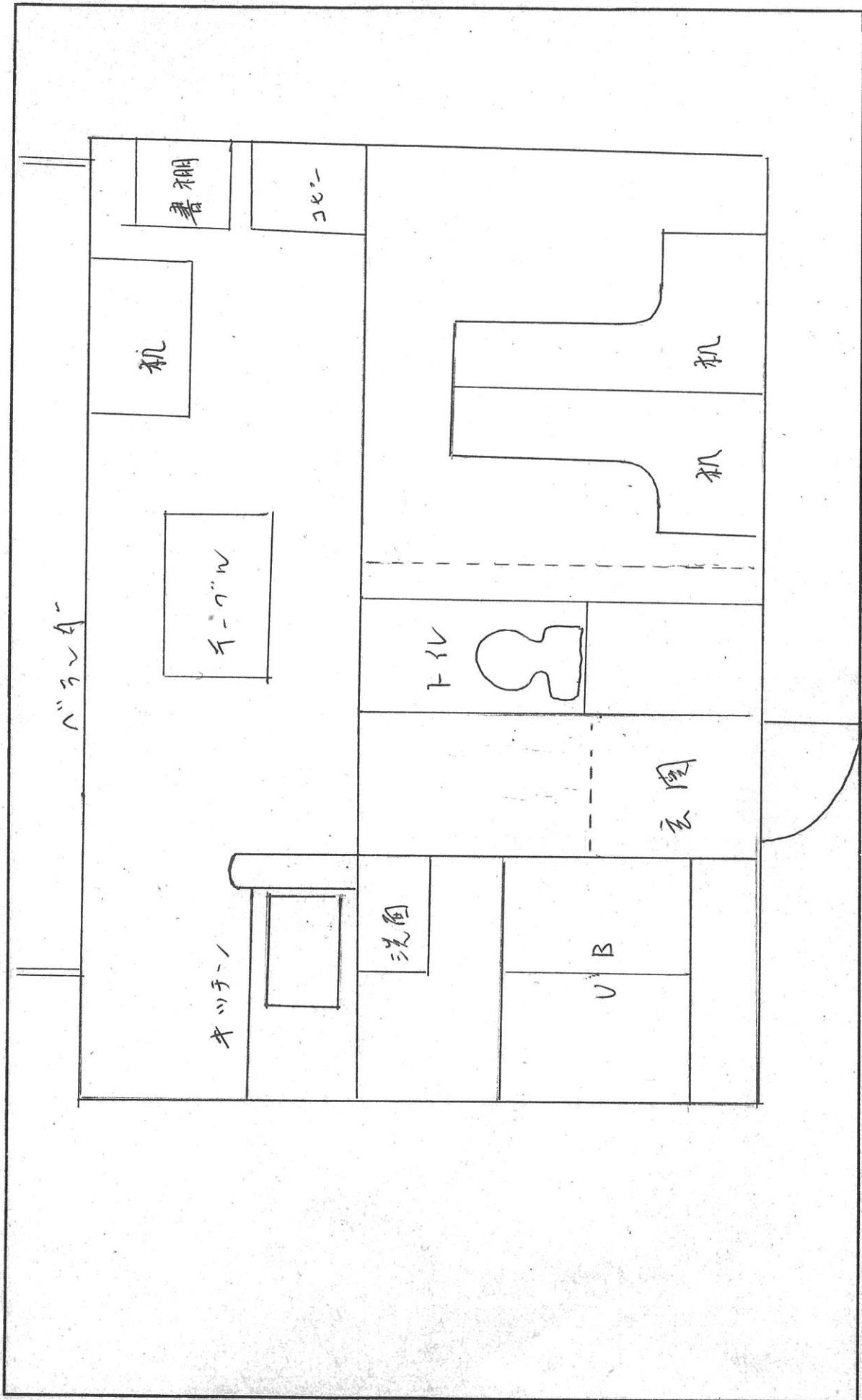
平成十年八月五日

厚生大臣 宮下創





# 営業所内平面図



注. 縮尺100分の1を標準とし、寸法を記入する事



外観



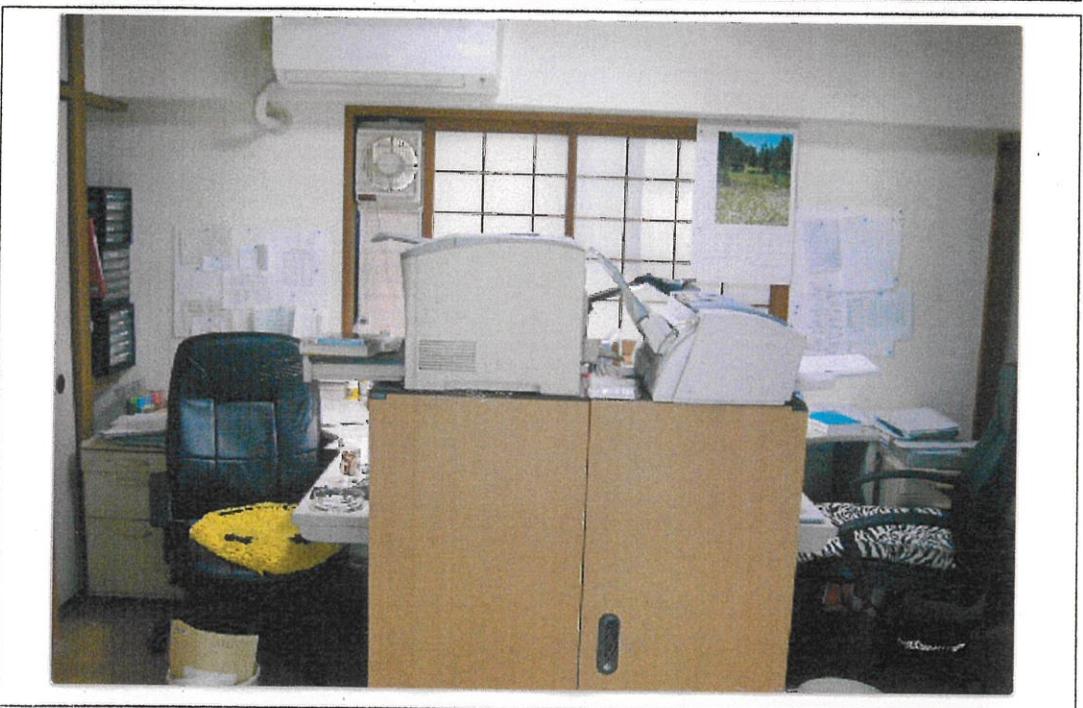
6



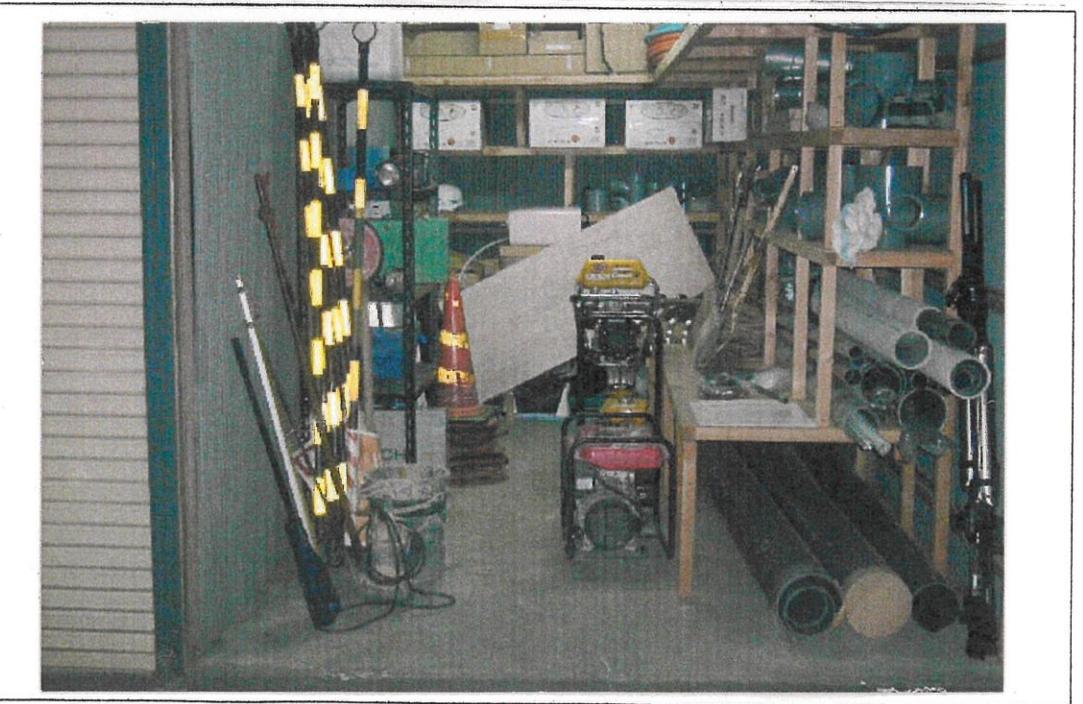
内部



内部



4



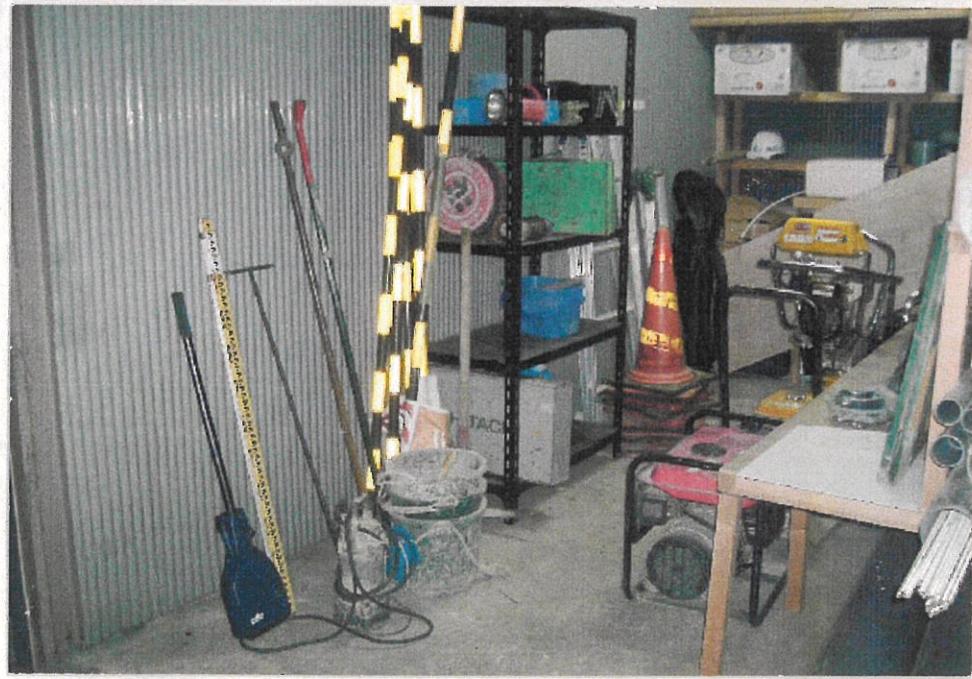
工具



事務部門入り



仓库



## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成~~2~~ 年 月 日

申請者 氏名又は名称 **リュビ・エンジニアリング**  
 住所 大阪市平野区平野西6丁目3-8  
 代表者氏名 **笠井 昌志**  
 電話番号 06-6760-5143  
 FAX番号 06-6760-5144  
 メールアドレス [ryubi@kpe.biglobe.ne.jp](mailto:ryubi@kpe.biglobe.ne.jp)



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	✓
16	安堵町 水道事業管理者	
17	川西町 水道事業管理者	
18	三宅町 水道事業管理者	
19	田原本町 水道事業管理者	
20	高取町 水道事業管理者	
21	明日香村 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	上牧町 水道事業管理者	
23	王寺町 水道事業管理者	
24	広陵町 上下水道事業管理者	
25	河合町 水道事業管理者	
26	吉野町 水道事業管理者	
27	大淀町 上下水道事業管理者	
28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

届出者 株式会社リュウビ・エンジニアリング  
大阪市平野区平野西6-3-8

代表取締役 笠井 昌志

06-6760-5143

選 任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の  
解 任 の届出  
をします。



給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	(株)リュウビ・エンジニアリング	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
笠井 昌志	第69355号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。

第六九三五五号

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 篠 井 昌 志

昭和三十七年十一月二十七日生

水道法(昭和二年法律第百七号)の  
規定により給水装置事主任  
技術者免状を交付する。

平成十年八月五日

厚生大臣 宮下創

